

介護職員等特定処遇改善加算にかかる情報公開（見える化要件）

社会福祉法人 緑水会

介護職員の処遇改善につきましては、これまでも何度かの取り組みが行われてきました。令和元（2019）年10月の消費税率引き上げに伴う介護報酬改定において「介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり、

- A 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- B 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること。
- C 介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

という3つの要件を満たしている必要があります。

Cの「見える化」要件とは、①2020年度からの算定要件で、②介護サービスの情報公表制度や法人のホームページを活用して、新加算の取得状況、賃金改善以外の処遇改善に関する具体的な取組内容を公表していることです。

以上の要件に基づき、法人における処遇改善に関する具体的な取り組み（賃金以外）につきまして、以下の通り公表いたします。

◎加算の取得状況

介護老人福祉施設紡木長屋	特定加算Ⅰ
介護老人福祉施設紡木長屋短期	特定加算Ⅱ
やすらぎ荘上野原通所介護事業所	特定加算Ⅰ
地域密着型介護老人福祉施設桜の里	特定加算Ⅰ

◎賃金以外の処遇改善に係る具体的な取組内容

○ 資質の向上

- ・働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替え職員確保を含む）

○ 労働環境・処遇の改善

- ・新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- ・介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための介護ロボットやリフト等の介護機器など導入
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度などの充実、事業所内保育施設の整備
- ・ミーティングなどによる職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

○ その他

- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境構築や勤務シフト配慮
- ・地域の児童、生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・非正規職員から正規職員への転換

令和4年4月15日

以上